

題 名： 農業従事者がやむを得ず行う野焼きの際の注意点について

本 文

愛別消防署から、農業従事者がやむを得ず行う野焼きの際の注意点についてのお知らせです。

野焼きは、農業従事者がやむを得ず行うもみ殻焼きなど一部を除き、法律で禁止されています。また、農業従事者がやむを得ず行う場合も事前に必ず愛別消防署 電話 6 - 5 5 0 9 までご連絡をお願いします。

なお、近隣の迷惑とならないよう、時間帯や風向き、また煙やにおいが最小限となるよう注意し、風が強いときや乾燥しているときは、絶対に火入れを行わないよう、安全管理を徹底してください。

詳しくは、愛別消防署へお問合わせいただくか、愛別町ホームページをご確認ください。

自然環境や生活環境を保全し、火災を未然に防ぐよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上、農業従事者がやむを得ず行う野焼きの際の注意点についてのお知らせでした。